

第28回東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例 第14条の規定により設置する審査会 議事概要

- 条例第12条及び第13条に定める不当な差別的言動の該当性及び事案の概要公表並びに拡散防止措置について調査審議

- 審査会における主な意見等
 - ・ インターネット上の表現活動に関する条例第12条第1項各号への該当性については、十分な検討を踏まえ判断すべき

 - ・ ヘイトスピーチ解消に向けて、表現活動の概要等の公表の活用について研究が必要ではないか